

# 協同組合と救貧事業

—— 于樹徳の合作社思想と農村自治 ——

穂 山 新

## 1 「社会的経済」と福祉国家形成

比較福祉レジーム論に代表されるこれまでの福祉国家研究においては相対的に軽視されてきた、NPOや協同組合、共済組合などのボランティア・セクターもしくは「社会的経済」の組織が、国家的福祉を強化するための社会的資源を提供し得る（またしてきた）可能性については、既に多くの議論が存在する（Evers and Laville eds. 2004=2007, 高田・中野編 2012, 大沢 2013: 113-5, 藪長2015）。とりわけ近年蓄積されてきた、福祉国家の歴史的起源の解明を目的とする社会政策史研究においては、平等な参加と負担に基づく連帯的な救済という協同組合的な組織原理と、社会的権利および「福祉国家」との歴史的な連続性や継承関係に言及されることが多くなっている。

例えばイギリスでは、産業化と都市化に伴う救貧法体制の動揺を背景として、都市労働者の相互扶助組織としての「友愛組合」が18世紀以降に発達し、疾病の手当て、医療、埋葬、遺族年金などを提供する役割を果たしていた（長谷川 2013）。1911年に成立した健康保険と失業保険を併せた「国民保険法」においては、疾病手当ての給付などの健康保険の運営は主に友愛組合が認可組合として代行することとなった（梅垣 2010）。一般には国家的福祉の推進者・創設者として知られるウェップ夫妻やウィリアム・ベヴァリッジなども、労働者に勤勉な生活態度を身につけさせ、「市民の義務」の道徳を養成するものとして、社会保険制度の運営における友愛組合の役割の重要性を強調していた（江里口 2008, 小峯 2007, 梅垣 2010）<sup>1)</sup>。このように友愛組合の伝統の中に存在していた、政府の救貧政策に依存することのない勤勉で自立した「市民」をいかに育成していくかという課題を国家が積極的に引き継いだ、という歴史的な文脈の中で、イギリスで福祉国家が先駆的に形成された要因もはじめて理解可能なものとなる<sup>2)</sup>。

フランスでは、フランス革命で徹底的に正当性が解体された中間団体の空白を埋めるものとして、18世紀初頭から「共済組合」がインフォーマルな形で、疾病給付を中心として、災害給付、老齢年金、遺族給付など非常に多岐にわたる保障を行っていた（Castel 1995=2012, 廣澤 2005, 田中 2006;2012, 重田 2010）。共済組合は、とくにその設立が奨励された第二帝政期を通じて拡大し、これが第

三共和政における「社会的連帯」（さらには社会学）の思想を生み出す歴史的な条件となった。共済組合は長らく強制的な社会保険制度の導入に抵抗していたが、第一次大戦を契機に国家の社会保険制度との接合をはかり、紆余曲折の末に1930年の修正の上可決された社会保険法は、保険運営における共済組合原則を事実上大きく認めるものとなった（廣澤 2005: 18-20）。フランスの福祉国家における、一方では普遍主義的な平等の理念に基づく政治文化と、他方では社会保障制度における「保守主義」的な性質（職域による社会保険制度の分立）という一見した矛盾は、共済組合をはじめとする中間集団の位置づけに焦点を当てることで、はじめて理解可能なものとなる。

日本では農村の窮乏を未然に防止すると同時に、地方行政の再編と組織化を目指す明治政府の指導・奨励により「産業組合」が設立される。1900年の産業組合法の制定以降、産業組合は1910代半ばには全市町村の9割以上にまで普及していた。1930年代の農業恐慌の中で、内務省は農村の「自力更生」の号令の下に産業組合の役割を重視し、各県行政は無医村の廃絶を目指して医療利用組合の組織化を推進し、組合病院の設立などを行っていく（高岡 2013）。医療保険制度の設立を目指す内務省社会局は、産業組合を保険事業の運営を代行する組合として位置づけ、医師会と産業組合との激しい対立を経て、「健民健兵」という総力戦の要請が後押しする形で、1938年に国民健康保険制度が成立する（青木 2010a: 2010 b）。イギリスの友愛組合やフランスの共済組合が国家との緊張関係を持っていたのに対して、日本の産業組合は中央政府の強い指導の下で、地域社会における篤志家の権威的・情誼的なリーダーシップに委ねるものであった。こうしたパターンリズムで運営される産業組合は、小農の自立と尊厳を妨げる「好意の独裁」として、柳田國男によって厳しく批判されたものである（柳田 [1929]1998: 284-5）。

そして中国について、本稿では以上の国々と比較可能性を有する社会的経済の組織として、中華民国期（1912-1949）に展開された「合作社」（co-operativeの中文訳）の思想と実践に着目することにする。言うまでもなく民国期の中国では、限定的な形でさえ社会保険制度は成立することはなく、合作事業は（立法化されたという意味での）社会政策との直接的なつながりを持つことはなかった<sup>3)</sup>。本稿で合作社に着目する理由は、一つには、都市の労働者や小農を市場経済のリスクから守るための補完的な組織というだけではなく、度重なる（特に華北地方における）農村の飢饉を防止するという生存保障の機能を積極的に担わされていたことである。要するに、友愛組合や共済組合などが救貧事業とは基本的に無関係な労働者の互助組織であったのに対して、中国の合作社は当初から貧窮問題の解決を目的に推進されたものであった。この点で本稿の課題は、この時期の中国において合作社と救貧とを結びつける論理が何であったのかを描き出していくとともに、その際に合作社という互酬性の原理に基づく組織を統合するための共同性の核として何が想定されていたのかを明らかにしていくことにある<sup>4)</sup>。

さらに本稿で合作社に着目する理由は、当時の中国における、特に合作社を提唱する知識人の中で、合作社が「社会」や「国家」を統合するための根幹となる組織として位置づけられていたことである。例えば、1930年代に農村改良運動（「鄉村建設運動」）を展開した梁漱溟は、小規模工業と小作農がほとんどで社会組織が「散漫」な中国の農村では、まず倫理的・情誼的な関係を核とした農民の結合による合作社が生産の拠点にならざるを得ないとして、「大勢から見て中国は必ずや合作国家となるだろう」という見通しを語っている（梁漱溟 [1937]2005: 424-33）。この農村的福祉国家とでも言うべき「合作国家」の構想は、具体性を欠いてはいたものの、当時の中国において合作社に期待されていた役割の大きさを象徴するものと言うことができる<sup>5)</sup>。

以上に述べてきた研究上の文脈と問題関心にに基づき、本稿では、于樹徳（1894-1982）という知識人における合作社の思想と実践を中心的に検討していく。于樹徳は、本稿の中で検討する通り、合作社に関する中国で最初の本格的なテキストを作成するなど、この時期を代表する合作社の理論家の一人であり、共産党政権下においても合作事業の要職を歴任して常務委員も務めている。以下第2節では于樹徳が日本留学を通じて受容した合作社の思想を受容するプロセスを、第3節では華北大飢饉の衝撃を受けて合作社を農村における貧窮問題の解決に適用するための試行錯誤を、そして第4節では華洋義賑会の合作事業に関わる中で直面した合作社の実践における課題と困難が何であったのかについて、それぞれ記述・分析を行っていく。

## 2 近代中国における協同組合の受容と試行錯誤

現在の中国語（普通話）で「合作社」と表記される協同組合（co-operative）の思想が中国に本格的に流入するのは、他の社会思想や政治イデオロギーよりもかなり遅く、1910年代に入ってからである。

中国における最初期の合作社としては、1914年に河北省定県翟城村に、当地の郷紳である米迪剛が設立した「因利協社」がある。米迪剛は、日本の早稲田大学に留学して「産業組合」の理論と地方改良運動の実践を学び、帰郷した後に「村治」の運動の一環（他には納税組合、義倉、井戸の掘削など）として因利協社を設立した。因利協社は、元は他村の良質の棉種を買い付けること目的に設立され、金融、消費、購買、販売の四つの部門を備えていた。特に金融協社は、学校の運営費など村の公的な資金を調達する役割を果たすなど、村の中央銀行とも言うべき地位を狙っていた（伊仲材編述 1925: 76-8, 李景漢編 1933: 103, 浜口 1981a; 1981b)<sup>6)</sup>。

1919年の五四運動は、若き毛沢東が「民衆の大連合」という文章でその歴史的意義を高らかに謳ったように、中国の都市部で様々な政治結社や社会団体を活性化させ、その一つとして協同組合への着目も高まることになった。例えばベルリ

ン大学に留学して協同組合の理論を学んだ薛仙舟は、帰国後の1919年に所属する上海の復旦大学の同僚や学生とともに、シュルツ式の都市型信用組合である上海国民合作貯蓄銀行（以下「合作銀行」）を設立する。その目的は「合作主義」の提唱、預金者の利益の保存、小営業の援助であった（菊地 2008: 71-4）。さらに薛仙舟は復旦大学の学生が組織する平民週刊社の『平民』に合作社に関する文章を多く掲載し、1921年には平民週刊社を平民合作社に改組して「合作主義」の宣伝に努めた。しかし、上述の合作銀行は投資額が伸び悩んで規模は順調に拡大せず、1930年までに閉鎖された。『平民』も1924年10月に軍閥抗争に巻き込まれる形で停刊を余儀なくされた（趙泉民 2007: 82-3, 菊地 2008: 24-8, 張曼茵 2010: 82-3）。

本稿で中心的に扱う于樹徳も、このように農村における郷紳から都市の知識人に至るまでの、協同組合に関する理論を完全に手探り状態の中で学びつつ、断片的な試行錯誤を繰り返していた人物の一人であった。于樹徳（永滋）は1894年河北省静海県（今の天津市）の生まれで、天津の北洋法政学堂では李大釗とは同窓であった<sup>7)</sup>。同じ天津の南開中学に在籍していた周恩来とも知己となり、李大釗と一緒に「新中学会」を結成する。1917年頃に日本の京都帝国大学に留学して「産業組合」の研究に取り組み、その成果として1921年に『信用合作社経営論』という654頁にもなる合作社論のテキストを刊行している。

この本の「例言」によると、1919年頃に書き始めた時のタイトルは「平民銀行経営論」であったが、その後「金融協会経営論」に、そして脱稿時には「金融協業会経営論」と改められ、さらに上海の新聞社が「合作社」という名詞を多く用いているのを見て、現在のタイトルに変更したという<sup>8)</sup>。元は「新中学会経済叢書」シリーズの第1弾として刊行されたものであり（その後続刊の形跡はない）<sup>9)</sup>、李大釗など新中学会のメンバーが補訂や校正に助力している。「例言」に記載されている参考文献によると、H. W. ウォルフ、日本東京専門学校訳『国民銀行論』（東京専門学校出版部、1897年）、西垣恒矩『産業組合大全』（東京園藝、1909年）、佐藤寛次・山本謙治『産業組合の経営』（成美堂、1912年）、小林丑三郎『庶民金融談』（明治大学出版部、1914年）など、日本の産業組合論のテキストが全面的に活用されている（于樹徳 1921: 例言1-2）。後に于樹徳自身が「雑多であるのを免れない」と反省しているように（于樹徳 1929: 序言3）、冗長で論述に首尾一貫性が欠けている面は否めないが、中国で最初に編纂された合作社に関する総合的なテキストである点は考慮されるべきであろう。

この本で定式化されている信用合作社とは、私営銀行のように「営利的団体」でもなければ「慈善的団体」でも決してなく、「平民以下の人民」による「自助互助的団体」としての、「中産以下の金融機関」であると定義されている。その性質は「会員が小額の資金を出し、小さな信用を合わせて大きな信用をつくる」という道理に基づいて、相互に団結し組織が成立する」ことにあるという（于樹徳 1921: 6）。于樹徳によれば、「わが国の中産以下の人民は、様々な悪影響を受

けているが、その主要な原因は、この種の完成された金融機関が存在しないことにある」(于樹徳 1921: 11)。ここで言う「悪影響」というのは、具体的には小作農家が重い小作料負担のために頼る高利貸、小商工業者が材料を仕入れる際の高利・高価格、賃金しか拠るべきものを持たない労働者の生活難のことを指している(于樹徳 1921: 12-5)。

そして信用合作社の効用として、(1) 平民に対する儲蓄の利便、(2) 中産以下の人格的信用の向上、(3) 平民に対する低利率の資金供給、(4) 小産業者に対する指導、(5) 平民の知識水準の引き上げ、(6) 「郷党」の生活習慣(「風俗」)の改善、(7) 人民の自助心と互助心の発達、(8) 地方自治の発達と地方経済の独立の8つを挙げている。特に第7の点について、「他人の保護を受けず、他人の干渉も受けない、つまりこれは“デモクラシー”の真の精神」に基づく互助を養成するものと説明している(于樹徳 1921: 15-25)。

さらにこの本では、信用合作社の目的や欧米諸国や日本における状況の紹介、組織運営の具体的な方法のほか、シュルツ式(都市型、地域無限定、有限責任、配当あり)とライファイゼン式(農村型、地域限定、無限責任、配当なし)の区別など、信用合作社の理論や原理についても詳しく解説されている。于樹徳はシュルツ式のみを、他人の恩恵に頼らず自助の精神を養うものとして高く評価し、それに対してライファイゼン式は「宗教的慈善心」に基づき、独立心を失わせて依存心を助長する弊害があり、中国では決して採用されるべきではないと論じている(于樹徳 1929: 88-9)<sup>10)</sup>。

于樹徳が熱心に学んだ日本の産業組合政策についての評価は、意外にも極めて低いものであった。彼によると、日本の産業組合はライファイゼン式を中心的に採用しているために、設立が農村に偏重しているという欠点を抱えていた(于樹徳 1921: 67)。また、「合作社は平民の自助互助の機関である以上、官庁の痕跡が入り混じると合作社の精神を失わせてしまうことは、日本の組織が証明している」と(于樹徳 1921: 80)、その官製的な性格についても辛辣な批判を行っている。

以上のように、于樹徳は『信用合作社経営論』の中で合作社を資本主義経済への対抗手段であるだけでなく、「慈善的」な他者への依存、そして国家・政府への依存を克服するための経済組織として位置づけていた。次節では于樹徳が、こうした合作社の原理と貧窮者の救済といかに結び付けようとしたのかについて検討する。

### 3 合作社と農村の貧窮問題——「地方の人格者」の期待

#### 3.1 「農荒予防と産業協済会」

于樹徳は『信用合作社経営論』を執筆するかたわら、保守系の総合誌である『東方雑誌』にいくつかの論文を執筆している。それらは内容的には決して洗練され

たものではないが、『信用合作社経営論』では明確に語られていなかった、彼自身の素朴な問題関心がストレートに表現されている。その意味で、当時の中国が抱える問題(特に貧窮の問題)にとって合作社がいかなる意義を持っていたのか、そして合作社を中国の社会的条件の下で実践する際の課題や困難が何であったのかを理解する上で、きわめて貴重なものとしてここで検討していくことにしたい。

その一つとして、日本留学での勉強の過程で執筆されたと思われる、1920年の『東方雑誌』第17巻20号、21号に掲載された「農荒予防と産業協済会」という文章がある(于樹徳 [1920]1923)。この年に、直隸省や河北省を中心にした華北地方の大干ばつで犠牲者50万人、被災者3,000万人と言われる大飢饉が発生していた<sup>11)</sup>。新聞紙上では、一面干涸びた農地、糠や雑草、木の皮を争って食物にする農民、井戸に投げ捨てられた幼児など、悲惨きわまりない情景が報道されていた。于樹徳の故郷である河北省静海県も、被災が激甚であった地域と隣接していた。この文章は、留学先の日本で華北大飢饉のニュースに接した于樹徳が、その衝撃の中で執筆したものであった。

わが国の今年の北方四省の大干ばつは、およそ三千万人あまりの人が食物を得ることができず、草や根、樹木や葉がすべて飢えを満たすための材料となった。現在では草、根、樹木や葉はすべて食べつくされてしまい、冬のおとずれに直面しようとしている。この三千万あまりの人は、いったいどう生活すればよいと言うのだろうか。こうした現象は、20世紀では、われわれ大中華民國特有の現象であり、これは世界のどんな劣等民族・亡国民族でも、われわれがいる場所に追いつくことはできないだろう。実にこれは、地球の全ての場所に自慢することができるものだ。ああ！現在、全国の仁人・志士がみな懸命に寄付や義捐金で救済しようとしている。しかし、われわれが少し考えてみたほうがよいのは、他人の救済を仰ぐ者が一つの国家で三千万あまりもいるというのは、どのような現象なのかということである。まさか、思慮遠謀(久長之計)のわけはなかろう。言うまでもなく、現在は寄付や義捐による救済を除けば、もとより他に方法があるわけではない。しかし、もし急いで農荒を予防する方法を講じ、根本的な救済を図らなければ、おそらく飢饉の期間が今年的一年には止まらず、飢饉の範囲も北方四省にも限られず、飢饉の襲来も大旱魃によるものだけではなくなるだろう。(于樹徳 [1920] 1923: 1-2)。

このように華北大飢饉は、于樹徳に対して「大中華民國」が「劣等民族・亡国民族」に転落するという、ナショナリズム感情に基づく強烈な危機意識をもたらした。ここにおいて彼は、飢饉を予防する根本的な方法として、「仁人・志士」の救援活動に期待するのではなく、そもそも「他人の救済を仰ぐ」ような人々の出現を未然に防止することが必要であると主張されている。その上で、農村の飢

饑を予防するものとして、植林や水利工事などの技術的な方法だけではなく、農民が低利子で資金を融通できるような、経済的な方法こそが重要であるとして、「産業協済会」つまり合作社の設立を提唱している。

于樹徳は産業協済会の性質として、(1)「小産業者」の結合、(2)貧富の懸隔の解消、(3)自助・互助による団結、(4)営利団体でも公益団体でもない、という4点を挙げている。とくに第3の点については、「誰が救済者であり、誰が被救済者であり、誰が客で誰が主であるのかの区別は全く存在しない。救済することについては全員が救済者なのであり、救済されることについても全員が被救済者なのである」という、互酬性の原則に基づくものと論じられている。そして第4点については、とくに慈善団体が「世の中の人を広く救済することが目的」で対象が限定されないのに対して、産業協済会は「人の団体であり、その会員は必ず一定の条件を備えていなければならない」ために事業の範囲は会員だけに限られ、「会員以外の人協済会の事業の利益を享受することができない」というメンバーシップの原則に基づいていることが説明されている（于樹徳 [1920]1923: 10）。

続けてこの文章では、金融（信用）、販売、購買、生産・利用という（これは日本の産業組合法の分類に従っている）4つの協済会について、それぞれ簡単な解説を施している。例えば「金融協済会」（信用合作社）の意義について、それが農村における金融機関の不在を埋めるものと論じている。中国の既存の金融機関としては銀行が存在するが、営利を目的としているために貸し付け業務は都市部の中・上層だけに集中し、農村と小農業者に普及することができない。その結果として、農民は高利貸に苦しめられて担保としていた土地を失い、華北大飢饉のような惨状もたらされている。それに対して「金融協済会」は、非営利で相互の救済を目的とした団体であるため、「人の信用」以外の担保を必要せず、貸し付けの利率も低くなるという（于樹徳 [1920]1923: 16-7）。

結論として于樹徳は、「産業協済会」は飢饉を防止するに止まらず、国家さらには世界の産業の発展に大きく貢献するものであると主張する。しかし彼によると、今のところ中国では「産業協済会」を運営するための法律や政府・官吏は全く存在していないため、「その運用は全て職員の熱心さにかかって」おり、「ただ政府や官吏が破壊しないことを希望する」しかない現状にある（于樹徳 [1920]1923: 44）。そこで于樹徳は、以下のように「地方の人格者」という在地の人格的リーダーの出現と奮起を訴えている。

最後に私は、「わが国の地方には人材があまりに少ない」と言わねばならない。地方における事業は、全て数人の土豪劣紳（劣紳土棍）によって支配されており、志のある者は大都市に行って活動しているが、それも程なく「全くのあぶれ者（純流氓）」になってしまい、実に嘆かわしいことである。産業協済会という組織は、地方の同志による結合であって、決して土豪劣紳を混入させてはならない。私が切に希望するのは、志のある者および地方の人

格者が、地方の墮落を座視することなく、手厚い援助の手を差し伸べ、毅然として協済会の職員を担うことである。こうした援助は、金銭の犠牲を必要とするものでなければ、土豪劣紳との奮闘・苦戦を必要とするものでもなく、少しばかりの人力や精神を出してもらえれば十分である。・・・産業協済会の前途がどうなるのかは、地方でこの種の組織の任を毅然として担う人材に全てかかっている。筆者は敢えて大きな声でこう呼びかけたい、地方の志ある者は立ち上がれ！志のある地方の者は立ち上がれ！（于樹徳 [1920]1923: 6-11, 下線引用者）

### 3.2 「わが国古代の農荒予防策——常平倉・義倉と社倉」

續けて于樹徳は、同じ『東方雜誌』の1921年第18巻15号から16号にかけて「わが国古代の農荒予防策——常平倉・義倉と社倉」という文章を掲載して（于樹徳 [1921]1923）<sup>12)</sup>、伝統中国における備荒貯蓄制度である、「社倉」の再建を主張している<sup>13)</sup>。

ここで言う社倉とは、凶作時には粃穀を無償・無利子および低利子で放出し、豊作時には高い利子で貸し付けるという原則に基づき、官による救済ではなく郷村自治による相互扶助で運営される貯穀倉である。社倉は12世紀に朱熹が構想・施行した社倉法に由来するが、長らく一部の限られた試みにとどまっていた。明代後期の16世紀以降、在地の儒教的名望家（郷紳）が「郷約」という道徳的な規約を通じて、地域社会の統治を自律的に担うようになる過程で、社倉が広く設立されるようになる。清朝はこの遺産を受け継ぐ形で、康熙帝の時代の17世紀後半に農村において常平倉、義倉、社倉の三つの備荒貯蓄制度の体制が確立される。しかし、19世紀後半以降に太平天国などの戦乱によって大部分が機能不全に陥っていた<sup>14)</sup>。

于樹徳の「社倉」論文は、先の「協済会」論文と同様に、華北大飢饉の衝撃を受けて執筆されたものであった。

去年の北方の数省の早魃・飢饉のように、直接・間接の死者がどのくらいかわからないほどであったが、その最大の原因は米穀の欠乏ではなく、実のところ大部分は購買力の欠乏にあった。そのように、わが国が凶作の年は、外国人の慈善的な救災——つまり放賑（救援物資の施与——引用者註）——に頼るといふほかは、外国の米穀を輸入して米穀の価格を調整するという方法は、ほとんど不可能なものである。それゆえ、わが国で飢荒を予防しようとすれば、わが国の特殊な国情に従った特別な方法を考え出さなければならぬ。筆者はこの問題を解決しようとすれば、わが国の歴史上の農荒を予防する方法から研究を始めなければならないと考えて、ゆえに筆者はこの題を提示するものである。（于樹徳 [1921]1923: 53-4, 下線引用者）



以上の問題意識の下に、この文章では伝統中国における三つの備荒貯蓄制度に対する検討が加えられている。つまり、官の財政で穀物の価格を安定化させる「常平倉」、富者の義捐金や特別税で貧民を救済する「義倉」、そして村落における「多数人民の任意の結合」によって「管理人を公挙し、自治的にその事務を処理する」ものとしての「社倉」である。

于樹徳が特に強調したのは義倉と社倉との違いである。つまり、前者が「富者の特別な負担から出ているものであり、富者は実のところ救済者の地位に立って貧者は米穀を受け取る時に実のところ被救済者の地位に立つ」のに対して、後者が「社倉の米穀が設立者による共同の拋出（共同湊出）、あるいは共同の責任による借金を元本として、救済者と被救済者を同じものとする」点にある。彼によれば、「社倉は人類互助の美德を涵養する美点があり、義倉には人類の独立心、自尊心、自助心を毀滅して人類の依存心と卑劣さを養成するという欠陥がある」という（于樹徳 [1921]1923: 56-7)<sup>15)</sup>。このように、被救済者の富者への従属と依存をもたらす義倉との対比で、救済者と被救済者の平等な互助に基づくものとして社倉を高く評価している。

言うまでもなく備荒貯蓄制度は、農産物流通のための交通網が整備され、国家が飢饉の被災者救援の責任を負っている近代の国民国家の体制においては、基本的に不要なものとなっている。しかし于樹徳は、「地大博物を自称する大中華民国だけ」は「なお死蔵米を必要としている」と主張する。それは、中国では農業技術や交通が未発達に加えて、「わが国のような広大な地域で、不便な交通では、お互いに無関心な民族であるため、数百方里ほどの小さな被災地、たった数十万の難民では、一般人の耳朶にまで届くことはできない」からである（于樹徳 [1921]1923: 91-2）。このように述べた上で、以下のように社倉の設立を推進すべきであると同時に、やはり在地の人格的リーダーである「地方人士」の奮起を呼びかけている。

では穀物を貯蓄する三つある方法——常平倉、義倉と社倉——のなかで、結局どの方法を実行すべきなのだろうか。簡単に一言で言おう、現在のわが国では社倉だけが実行されるべきである。というのも、常平倉と義倉は政府を待たねばならないが、わが国は現在、中央政府も地方政府も全てわれわれを絶望させているからである。常平倉や義倉といった組織は、その良し悪しを問わず、それらにわれわれがそれに関わる必要はない。まさに眠れる獅子のように、平民がだんだんと目覚めさえすれば、自治・自助・互済・互助の精神でただちに社倉を組織することが可能なのであり、さらにそれに改良を加えていけばよいのである。私が強く希望するのは、地方の人士が自らの地方の状況を斟酌し、社倉の設立に立ち上がり、凶作に遭わないようにしていくことである。国内外（中外）の人士に尻尾を振り土下座（揺尾叩首）して憐れみを乞うというだけでは、やはり餓死者が道に溢れてしまうことは避け

られない。(于樹徳 [1921]1923: 92-3, 下線引用者)<sup>16)</sup>

### 3.3 合作社と「人」の問題

以上の于樹徳の二つの文章は、それ自体は防貧のための組織である合作社の原理を、貧窮者の救済に直接適用しようとする試みであった。それは、救済者と被救済者を区別するような救済のあり方の問題を俎上に載せ、それを克服して平等な互助と協働をいかに実現していくかが、中国の農村で深刻化する貧窮の問題を解決する道であることを示そうとしていた点で、共通の問題関心に支えられたものであった。

特にその課題を解決する方法として、「地方の人格者」「地方人士」という在地の人格的指導者の強いリーダーシップに基づく地域自治に期待する点でも、全く同じであった<sup>17)</sup>。例えば于樹徳は「社倉」論文において、社倉の抱える課題として、人民の知識が幼稚であると容易に「縉紳土豪」による「官僚式」の事業になってしまうことや、「地方人材」の欠如、引退した官吏による無責任な運営などを挙げている。そのように、社倉を指導する「人」の良し悪しが、その運営の成否にとって決定的に重要であると理解されていたからこそ、「地方の人格者」「地方人士」という在地の人格的な指導者の存在が切実に求められていたとすることができる。

以上の于樹徳の議論には、容易に指摘できるいくつかの問題がある。一つには「地方の人格者」のリーダーシップへの強い期待と、救済者と被救済者との区別を解消するという理念との間には、少なくとも現実においては矛盾が避けられないのではないかと、という点である。もう一つは繰り返しになるが、「土豪劣紳」と「地方の人格者」とを、いかに識別していくの難しさである。事実「社倉」論文においては、一方では「紳士」が義倉や社倉の設立者・指導者として肯定的に記述され(于樹徳 [1921]1923: 78-9)、他方では先に触れた通り「縉紳」が社倉の運営を失敗に導く元凶として否定されているが(于樹徳 [1921]1923: 88)、両者が区別される基準や根拠は必ずしも明らかではない。

次節では、合作事業の具体的な実践の中で、以上に述べてきた矛盾といかに向き合い、その解決のための試行錯誤に取り組んでいたのかを検討する。

## 4 「合作」の実践とその困難 —— 華洋義賑会の合作事業

### 4.1 華洋義賑会の合作事業

于樹徳は1923年の11月から慈善団体である華洋義賑会の合作社の事業に参加している。まず以下に華洋義賑会の合作事業について簡単に概観しておくことにしたい。

華洋義賑会は、1920年の華北大飢饉を契機に、アメリカを中心とする外国からの宣教師や実業家と、中国の有力官僚や郷紳とが合同で設立した慈善団体であ

る<sup>18)</sup>。1920年の9月初めに北京で汪大燮や熊希齡を中心に北五省旱災協會が、そして同時に梁士詒を中心に華北救災協會が組織され、さらに上海、天津、濟南、漢口、開封、太原など各地に「華洋義賑会」を名乗る救災団体が次々と誕生した。10月上旬には北京の石達子廟で中国と外国の慈善団体の代表が集まり、「北京国際統一救災總會」を成立させた（陳凌 2006）。翌1921年11月16日には、北京を中心とする7つの地方の「華洋義賑会」を統合して、全国組織である「中国華洋義賑救災總會」が成立している。華洋義賑会の活動は、「救人救愆」（最後まで徹底した救済）と、救済対象を自然災害の被災者救助のみに限定して政治と宗教を徹底排除するという二つの原則の下、衣食の施与や粥廠、孤児の保護など従来の救済方法の他に、被災地の調査と「以工代賑」（将来の自然災害や飢饉を防止するための公共工事で被災者に仕事を配分すること）に重点を置いたことに特徴があった。

華洋義賑会の災害救援活動に一区切りがついた後、これらの活動をいかに永続的なものにし、来るべき次の飢饉に備えるかという課題を解決するものとして採用された方法が、合作社の設立であった。その目的と経緯について于樹徳自身の説明によると、当時華洋義賑会は金額的に空前の救災活動を行ったものの、分配が終わると少しも痕跡がなくなってしまい、「人民の困窮は昔のままで、第二次、第三次の水災・旱災が相繼いで襲来し、これと同様の救済を行ったが、まさに浪費と言うべきである」という問題に直面した。これ対して華洋義賑会は、「『防災』が『救災』に比べてより重要であることを理解」し、「防災」の最も有効な方法として合作社の設立を提唱するようになったという（于樹徳 1933b: 5-6）。

華洋義賑会が合作社の事業に着手したのは1922年1月である。章元善や燕京大学経済学系のJ・B・テイラーなどを責任者として農利分委辦会の成立を決定し<sup>19)</sup>、水利や道路の建設と同時に、農民を高利貸の搾取から解放するための互助制度の設立を行う方針を定めた。その年の6月に華洋義賑会は大規模な農村調査を計画し、テイラーに指導を依頼して、燕京大学、北京大学、清華大学、金陵大学など9箇所の大学61名を、直隸、山東、江蘇、浙江、安徽などの省に派遣して、240の村に対する調査を実施した（薛毅 2008: 143）<sup>20)</sup>。1923年4月には合作社の規約である「農村信用合作社章程」45条を制定している。これは地名と合作社名を後で書き込むために空白になっていたので「空白章程」と呼ばれ、1929年3月までに5回改定されている。「空白章程」では、満20歳で「家長」の地位にあり<sup>21)</sup>、「品行端正」かつ正当な職業を持つ人であることが社員資格要件とされ、ほかに無限責任、社員株（社員股）の購入義務、利潤は積立金（公積金）と活動経費に当てて配当しないことなどが定められていた。概ねライフイズ方式の農村信用組合のモデルに従うが、出資金の拠出義務など逸脱する要素も多く存在していた。章程が制定された1923年の6月に、河北省香河県城内の福音堂で最初の合作社である香河県第一信用合作社が開設され、25年10月には合作事業の専門部署として農利股が設立されている。

華洋義賑会の信用合作社の組織化プロセスの特徴は、自発性の原則および審査と承認の手続きの厳格さに存在していた。まず各地の郷紳との協力や宣伝を通じ、農民が自発的に合作社を組織し支援を要求するのを待って<sup>22)</sup>、華洋義賑会をはじめて章程と登録申請書（注冊）を各合作社に送付する。申請書（社員一覧や活動実績などの報告）が返送・提出されると審査して承認し、承認後も実績に応じて五段階にランク付けした上で財政支援の配分を決定した（章元善・于樹徳 1935: 139, 劉紀榮 2015: 112-3）。審査不合格となった未承認社も存在し、数の上では承認社よりも多く、正式な承認に向けて農利股の指導と審査を受け続けた<sup>23)</sup>。

そして華洋義賑会の合作社における組織としての重要な特徴は、厳格な無限責任制を採っていたこともあり、社員になるための要求水準が比較的高く設定されていたことである。「空白章程」では、入社資格として家長および品行方正であるという上述の規定のほか、社員二人以上の保証と社員全体の四分之三の同意が必要とされていた（第四条六項）。農利股主任であった楊性存は、合作社を立ち上げる際の社員の基準について、「社員は善良な人（好人）に限ることであり、急いで数を集めて、良し悪しを区別しないようなことがあってはならない」こと、そして「社員は自主的であることを主として、ある人が善良な人だからといって強引に招き入れてはならない」ことという、「好人」と自発性との二つ原則の重要性を強調している（中国華洋義賑会救災総会編 1933: 13）。

日本の産業組合政策では、一村一組合の原則が徹底されており、近隣・地域における情誼的關係や日常的な相互監視が「信用」の根拠になることが繰り返し強調されていた（神吉 2006）<sup>24)</sup>。それに対して、中国の華洋義賑会の合作事業においては、地縁的な要素は基本的に重視されておらず<sup>25)</sup>、むしろ、合作社の指導者と社員における「人」の善し悪しこそが、合作社の経営の成否を分けるものとして理解されていた。

#### 4.2 合作社における「好人」と「悪人」

于樹徳が華洋義賑会の合作事業に参加したのは、華洋義賑会の副総幹事であった章元善の招聘によるものである<sup>26)</sup>。章元善は『信用合作社経営論』を読んで深く感銘を受け、活動に奔走している道中でも常に携え、于樹徳を探し訪ねて1923年の11月に合作事業の指導員に推薦する（章元善 1934）。1925年に農利股が設立されると、その主任に任命されている。于樹徳は同時に、旧友である李大釗や周恩来との関係で、当時創設されたばかりの中国共産党にも参加していた。毛沢東が主催する広州農民運動講習所で合作社に関する講義を行い、『農民合作概論』（中国国民党中央執行委員会農民部編 1926）や『合作社之理論与経営』（于樹徳 1926）というテキストも作成している。第一次国共合作では共産党代表として中央執行委員に選出され、1926年5月以降に一時華洋義賑会を離れている。

1927年の国共合作の崩壊以降は合作社の理論的な研究に復帰する。1929年には上述の『合作社之理論与経営』に大幅な加筆を施して出版し（于樹徳 1929）、そ

の後5版を重ねて当時の中国で最も広く読まれる合作社の標準的テキストとなっている。そこでは合作社の意義を「人民の自助・互助の社会政策」「経済上の弱者の結合」とするなど、合作社の原理に対する説明は『信用合作社経営論』と大きな変化はないが、標準テキストであることを意識して、主観的な評価や意見は徹底して抑制されている。1932年に于樹徳は華洋義賑会の農利股主任に復帰し、再び合作事業の指導的な役割を担っている。

先に述べた通り、華洋義賑会の合作社は入社資格基準と手続きを厳格化し、人格的資質に優れた「好人」の発掘と選抜を重要な課題としていた。于樹徳も、この課題について多く言及している。例えば『合作社之理論与経営』では、入社資格として「合作社は人を重視し、その社員が相当な人格を有していなければならない、およそ一切の人格が卑劣な者は、家の財産が巨万であっても合作社に加入することはできない」と述べている（于樹徳 1929: 84）。さらに1933年の「本会農村合作事業の鳥瞰」という、華洋義賑会の合作事業の歩みを概観する文章では<sup>27)</sup>、活動の経験から得られた認識として「合作社は大抵が中農および貧農の組織で、その社員の経済状況が平衡である合作社ほどその信用も高く、富農あるいは土豪劣紳によって把持されている合作社は、信用は低劣であるか信用が全くない」ことのほかに、「わが国の村政は、大抵が悪人（坏人）の手に握られているが、合作社だけは、大抵が村の中の好人によって組織されており、合作社の健全な村落では、その村政は好人によって握られるようになっている」ことを挙げている（于樹徳 1933: 11）。このように于樹徳が、人格的資質を厳しく選別し、経済的境遇が比較的平等な社員で構成された合作社が、農村の中に「好人」を生み出す役割を果たすという認識を持っていた。

それでは、「好人」と「悪人」を識別する基準は具体的にどこにあると考えていたのだろうか。この問題に関して于樹徳は、「中国華洋義賑救災総会合作運動の現状および将来」という講演の中で、「不良社」における社員の問題について、以下のような説明を行っている。

第1には、社員が合作社が何であるのかを理解していない。社員が合作社の目的を、低利で借金をするものと誤解している。まだ組織されていないのに、金を借りに来てしまう合作社もある。第2には、社員が優良な職員を選挙することができていない。大抵の農民は識別能力を欠いていて、もしくは人の機嫌を損ねる事を恐れて、あえて自分の主張を持たないようにしている。それゆえに、悪人も合作社の職員に選ばれてしまうのである。第3には、社員が職員を監督することをできていない。通常一人の人の品德は、常に環境に従って変化する。一人の人がもし悪い事をする機会がなければ好人であるが、悪事をはたらく機会があれば、悪人になってしまうこともある。社員がもし職員を監督し、職員に悪いことを行う機会を与えなければ、その職員が良い職員（好職員）になることを成功させるかもしれない。（于樹徳 1934b:

## 10, 下線引用者)

このように、于樹徳にとって「好人」と「悪人」の区別は個々の人格に帰属する絶対的なものではなく、社員の職員に対する適切な選挙と監督という、組織運営の健全さに依拠する可変的なものであった。しかし、それでは組織の健全性を担保しているものが何かと言えば、上述の「社員は好人に限る」という原則にも示されるように、やはり「好人」に他ならなかった。結局のところ、「好人」が誰で、どこから来るのかという問題については明示的な議論が展開されることはなく、完全にブラックボックスのままであった。

華洋義賑会は「好人」をめぐる以上の難点について、合作社の入社資格を比較的厳格にし、社員の人格的資質を強く要求するとともに、職員も正規の訓練を受けた人物に限定することで、ある程度は「解決」することができていた。しかしこの「解決」は同時に、「中農および貧農の組織」であるという華洋義賑会における合作事業のアイデンティティにも関わらず、本来の救済対象である下層の貧農を結果として排除し、農村社会における広がりを限定的にしてしまうという負の側面を伴うものでもあった<sup>28)</sup>。それは、協同組合としての合作社という組織そのものに付随するジレンマであると同時に、社員は「好人」のみで組織されるべきという、華洋義賑会の合作社が根本的に抱えるジレンマでもあった。

### 4.3 「全盛時期」における合作社の困難

南京国民政府は1928年以降、合作社を地方自治政策の柱の一つとして積極的に推進する。1928年に合作事業を宣伝・指導する団体として中国合作学社が設立され、31年に農村合作社暫行規程を制定し、34年3月には合作社法が公布されている。このように合作社は公的に承認された組織として急速な拡大を見せるものの、それに対して華洋義賑会は「合作社の質の進歩は極めて緩慢であり、量の増加の迅速さに遠く及ばない」と、むしろ危機感を表明することが多くなっていく（「農村合作社社務進展標準」『合作訊』第百二十五期，民国三十四年）。

于樹徳も1935年の「中国合作社の進展」という文章で、こうした合作事業の現状を描き出している。この文章で彼は中国における合作社の運動の発展過程を概観し、思想の導入と普及の時期（1919-25）、華洋義賑会による実験の時期（1924-28）、政府による推進の時期（1928-32）を経て、現在「合作運動の全盛時期」が到来したと論じている（于樹徳 1935）。しかし、于樹徳はこの「全盛時期」が中身を伴っていない「熱狂」に基づくものであること、そして指導者の役割がより重要になっていることを、以下のように述べている。

合作社という名詞は社会における様々な人の口癖となっており、政府、公・私の団体、体銀行、学術団体はみな熱狂的に合作を提唱し、そこで農村の地の主・豪紳が、必要であろうがなかろうが、理解していようがいまいが、

誰もが合作組織に参加することで功名心を満たしている。これが実のところ、わが国の合作運動の全盛時期なのである。このような熱狂的な合作運動は、その中に少なからず危機を抱えたものである。しかし、もしリーダー（領導）に宜しきを得るならば、基礎をだんだんと強固にさせ、合作の規範から逸脱するようなことはなくなるだろう。（于樹徳 1935: 25）

このように、合作社の質を維持しつつ、急速に量的な拡大・普及を図らなければならぬという矛盾とジレンマの中で、「領導」の役割に対する期待と依存がより高まっていくことになる。それは、華洋義賑会の合作事業における厳格な審査・選別を通じてはじめて可能となっていた、「好人」と「悪人」とを選別することの困難が、中国社会の中でより深化および普遍化していくことを意味するものでもあった。

### おわりに

冒頭で示した通り、イギリスの友愛組合、フランスの共済組合、日本の産業組合などの「社会的経済」の組織が、それぞれ意図せざる形ではあるが、社会保険制度と「福祉国家」が確立する歴史的なプロセスの中で重要な役割を果たしていた。

近代中国においても、慈善事業団体である華洋義賑会を中心に、協同組合としての「合作社」を設立する運動が、農村における慢性的な貧窮と飢餓の解決に有効なものとして展開されていた。華洋義賑会の合作事業の理論的指導者であった于樹徳は、合作社を救済者と被救済者とを区別しない互酬的な経済組織として、農民に自助と自治の精神を養成して恒久的に貧窮と飢饉を防止するものと評価していた。そして合作社における運営の成否の鍵を握る存在として、「地方の人格者」や「好人」といった、在地の人格的な能力を持つ指導者の役割に強い期待を寄せていた。華洋義賑会の合作事業においても、「悪人」を排除して「好人」を選抜するための審査の手続きが厳格に制度化されていたように、「人」の問題は重要な課題であり続けていた。

繰り返すように、以上の合作社の思想と実践は、互酬性の原理と卓越した人格的指導者への強い期待や依存との矛盾、「好人」と「悪人」を識別することの根本的な困難などの、様々な問題を抱えるものであった。華洋義賑会は、こうした矛盾や困難を解消しようと、合作社への入社基準や社員の人格的資質への要求水準を厳格化したものの、それは民衆的な広がりを犠牲にし、結果として貧窮者を包摂できなくなるというジレンマがつかまとうことにもなった。

そもそも于樹徳の合作社思想において示されていた、救済者は同時に被救済者でもあるというという互酬性の理念は、一方的に救済を受けることしかできない——本来は「再分配」を必要とする——貧窮者を膨大に抱える当時の中国社会

に適用するに当たって、決して容易なことではなかった。「合作」が成立するための共同性の基盤として、産業化された中間階層や労働者階級もしくは村落共同体の役割に全く期待することができなかった——しばしば「ばらばらの砂」と形容された——当時の中国社会（特にここでは華北農村社会）において、人格的能力の優れた「好人」を起点にして共同性を構築するという以外の方法を想像することは、きわめて困難であったと言えるだろう。

最後に、日中戦争以降の合作社運動の動向を簡単に述べて、本稿を閉じることとする。

1937年7月以降、華洋義賑会の活動拠点であった華北地方は日本軍の支配下に入り、15年かけて地道に積み上げてきた合作事業の歩みは、たちまちのうちに終焉を強いられることになる。その後、重慶国民政府は日中戦争における総力戦の一貫として1940年に「県各級合作社組織大綱」を制定し、合作社は保甲と呼ばれる末端の行政機構と一体化し、全農家に加入が義務付けられる強制的な組織となった（趙泉民 2007: 331-3, 飯塚 2011: 38）。しかしこの「行政化」された合作社は、農村に浸透させるに当たって、貸付額の水準が低かっただけではなく、合作社の指導員が根本的に不足していること、既存の互助的な人的関係とも不一致であることなど、様々な問題を抱えていた（山本 2008: 20-1）。それに対して毛沢東と中国共産党は、国民政府のような強制的な手段を批判して「合作社の群衆化」を掲げ、革命根拠地において、華洋義賑会のような厳格な審査と選抜によってではなく、地主・富農以外の各階層が自由かつ広範に加入することのできる組織として、合作社の活用を図っていく（張曼茵 2010: 356-77）。

于樹徳と華洋義賑会の目指した、在地の「好人」のリーダーシップによる下からの農村自治に基づく合作社の可能性は、以上の「行政化」と「群衆化」の趨勢に完全に押し流されてしまったのか、それとも何らかの形で取り込まれて生き残り続けていったのか。この問題については、今後機会を改めて取り組んでいくことにしたい。

#### [註]

- 1) 例えば国民保険法の策定にも関わったベヴァリッジは、認可組合制度について、様々な欠点があることを列挙しつつ、「この制度は、国の保険が任意保険の基礎の上につくりあげることを可能にし、偉大な友愛組合運動の経験と組織とを社会のより広い分野に行き渡らせることを可能にした」と高く評価している（Beveridge 1942=2014: 44）。
- 2) 戦後イギリスの福祉国家が結果として自由主義レジームとなったことの要因の一つとして、ベヴァリッジの影響を指摘することもできる（一圓 2014）。『ベヴァリッジ報告』それ自体は、一方では普遍主義的な社会保障を志向するものであったが、他方では彼が強くこだわった均一拠出・均一給付による最低限度の保障という原則は、それを補完するための公的扶助と任意保険の役割を大き



なものとした。

- 3) 個別的な事例としては存在してなかったわけではなく、例えば河北省河間県馬戸村の信用合作社が1929年8月から実施した種痘や施薬などの医療事業や、1936年2月に江蘇省立教育学院が無錫で行った、低額の保険料による無償医療などが存在する(劉紀榮 2015: 330-2)。
- 4) ここで言う合作社のメカニズムとしての「互酬性」とは、個人間関係の対称性を前提とした、社会的な規範および義務として遂行される贈与と返礼の相互行為を指すものである(Polanyi 1944=2009)。返礼履行能力を持たない人々に、その能力をいかに付与して互酬性を実現するかは「社会政策」をめぐる重要な主題であるが(平野 2012)、本稿ではこの主題を十分に展開できなかったことを断っておく。
- 5) 他にも、後述する薛仙舟は、死去する直前の1927年に書き上げた「全国合作化方案」で、孫文の「民生主義」を実行する方策として、「全国合作社」の設立を通じた「合作共和」の実現を主張している。特に、「制度的な革命はもとより重要であるが、制度を施行するのは人に属する」という考えから、「合作訓練院」という人材育成の機関の役割を重視した(薛仙舟 [1927]1980, 趙泉民 2007: 49)。
- 6) ただし翟城村の「村治」と因利協社については、1928年から32年の間にこの村に起居して社会調査を行っていた李景漢の『定県社会概況調査』(李景漢 1933)を含め、既存の史料や研究は全て定県政府の支援の下で翟城村自治公所が設立される1915年までしか記述しておらず、その後の展開については残念ながら詳細が不明である。
- 7) 于樹徳の経歴については、薛毅(2008: 123-9)と劉紀榮(2015: 106-10)に詳しい。人名事典の類では、留学先が京都大学であることと李大釗との関係から河上肇に学んだと説明されていることもあるが、留学時に執筆された『信用合作社経営論』で挙げられている参考文献の中に河上の著作はない。
- 8) 于樹徳における“co-operative”の中文訳は1921年頃まで一定していなかった。于樹徳「我之『産業合作社』観」(『覚悟』1920年7月11日・12日)という文章における邵力子の付記には、原文では「協会」であったのを「合作社」に改め、本として出版する際には「合作社」に統一することを要求している。
- 9) 「農荒予防と産業協済会」には、『購買協済会経営論』が既に脱稿済みであり、『販売生産協済会経営論(附・農業倉庫)』を執筆中であるとする記述があるが(于樹徳 [1920]1923: 6)、実際に刊行されたのかどうかについては確認できない。
- 10) このようにライファイゼン式が「慈善的」とであるとする評価については、1891年に日本の内務官僚である平田東助と杉山孝平が「信用組合法案」(廃案)の提出に向けて、シュルツ式の信用協同組合を提言した『信用組合論』の中に、ほぼ同一の記述がある(平田・杉山 1891: 176-80)。平田・杉山のテキストの

影響は、「中産以下の人民」という表現をはじめ(平田・杉山 1891: 18-9),『信用合作社経営論』全体に見られるが, 参考文献の中からはなぜか抜け落ちてい  
る. なお于樹徳がライファイゼン式への批判を展開しているのは『信用合作社  
経営論』のみであり, その後の著作に同様の議論は見られない.

- 11) 華北大飢饉と, この災害体験をめぐるメディアや学生層による解釈や意味付  
けのプロセスについては, 拙稿(穂山 2015b)で論じている.
- 12) 于樹徳が参考文献として載せている, 東亜同文会編(1907)の第三章「荒政」  
では, 常平倉, 義倉, 社倉についての記述がある. そこでは, 義倉が「官吏專  
横ニシテ処置宜シキヲ得ス」「恩恵ハ城郭附近ノ民ニ及フノミニテ数百里ヲ離  
レタルモノハ飢ニ迫ラレテ義倉に達スル能ハス」と評価される一方で, 社倉は  
朱子の社倉法を引用して「世々ノ学者嘆賞シテ止マサル所」と賞賛している.  
また倉儲制度は, 貨幣や交通の便が高まれば必要ないが, 「支那ノ如キ大農国  
ニアリテ交通自ラ不便ニシテ天災ノ影響ヲ受クル大ナル国」ではなお必要であ  
ることが述べられている(東亜同文会編 1907: 52). こうした所見は, 以下に  
述べる于樹徳の議論と一致している点が多く, 直接的な影響が見られる.
- 13) 伝統中国の備荒貯蓄制度に言及している民国期の他の文献として, 代表的な  
ものとしては鄧拓([1937]2011: 356-76), 柯象峰編(1944: 23-4)を参照. また  
于樹徳も後年の『合作講義』では, 「かつて常平倉, 義倉, 社倉等の組織が  
あったが, その目的はただ備荒救災にあり, 慈善の性質に偏っていて, もはや  
農民互助の機関ではなく, さらには積極的に農民の生産を助長するのが目的の  
機関ではない」と, 「慈善」に類するものとして否定的な評価に変わっている  
(于樹徳 1934a: 110).
- 14) 近世中国の備荒貯蓄制度の歴史については, 星(1985)を参照した.
- 15) 于樹徳自身も「それぞれの沿革に従ってこの三倉の性質と方法を概念的に区  
別」したものと断っている通り(于樹徳 [1921]1923: 54-5), 実際のところ明  
朝末期の17世紀以降に普及した義倉と社倉の間の実態的な違いは小さく, 意味  
としてもかなり互換的に用いられていた(星 1985: 460-3).
- 16) ここで「地方人士」との対比で言及されている「中外人士」が何であるのか  
は明確に説明されていないが, おそらくは華洋義賑会の幹事のような, 政府高  
官と外国の実業家・宣教師のことを指していると思われる.
- 17) 清代の社倉制度においても, 「社長に相応しい人を得られなければ, 出納は  
公平なものにはならず, 貸与する者は怨みがり興り, 寄付する者は悔しい気持ち  
になる」「管理に人を得ればその出納に弊害はなくなる」という(星 1985: 211  
-3), 有能な指導者の選抜の正否こそが人々の自発的な寄付や拠出(=「聴民  
樂輸」)を容易にし, 社倉の順調な運営を可能にすると理解されていた.
- 18) 華洋義賑会の成立過程については, 華北大飢饉における華洋義賑会の救援活  
動の報告書である黃鳳華編(1922)のほか, 川井(1983), 陳凌(2006: 114-  
52), 薛毅(2008)などを参照.

- 19) J・B・テイラーはイギリス国教会の宣教師で、1921年に燕京大学経済学系の教授に招聘される。1922年以降、華洋義賑会の合作事業における指導的人物の一人となる（菊池 2002: 102-3）。テイラーは1930年代には農村工業の発展こそが農村救済の鍵とする立場から、1932年に華北工業改進社を設立して、毛織、製鉄、陶業、職業教育などを対象に、合作社の手法による農村手工業の組織化と技術改良に尽力した（菊池 2002 81-8）。
- 20) この調査結果は、テイラーとC・B・マローンによる共編著で1924年に、*The Study of Chinese Rural Economy* が刊行され、1928年には中文版『中國農村經濟實況』が翻訳・刊行されている。例えばこの本の中で、直隸省の冀州南、邯鄲、唐県、遵化の四つの県の農民の平均収入は200元以下が8割以上を占めていること、最も豊かな冀州南でも6割弱であることなどが明らかにされている（薛毅 2008: 144）。
- 21) 「家長」の要件は儒教の家父長的な規範に基づくものでは必ずしもなく、信用合作社における無限責任を担うためには、最低限の財産による保証が不可欠であると考えられていたことによる（「只用家長可以当社員」『合作訊』第二十五期、民国十六年八月十日）。
- 22) 于樹徳は合作社が組織された最初の契機について、動員ではなく「風聞」によるものであったことを述べている。「合作社の創立は、大抵がみな各地の人士の風聞によって起こった自発的な組織であり、社を組織する動機の源は、親戚を訪ねたことによるもの、市に行ったことによるもの、合作講習会によるもの、各社職員の提唱によるもの、教会の牧師が広めたことによるもの、合作訊の閲覧によるものなどである」（章元善・于樹徳 1935: 138-9）
- 23) 華洋義賑会自身が作成した統計では1933年に承認社は408か所で社員数は11,865人、未承認社は506か所で社員数は11,332人である（于樹徳 1933b: 8）。
- 24) 一例として、ここでは官僚として産業組合政策に従事していた柳田國男の文章を掲げておく。「もし能ふべくは、軒並み悉く加入して、小字限りまた大字限りの住民の団結するは可なれども隣町村、隣郡等平日往来も繁からず朝夕その行動を審にすること能ざるものは之を組合員とせざるが原則なり。これ蓋し組合制の特色にして、我國の如く数百年の間養成せられて、しかも漸々廢弛せんとする郷党の結合心を恢復し、社会道德の制裁によりて、個人の弱点を匡正し、唯利的原動力の外に、純粹の対人信用制を設けて以て国民の品性を上進せしめんとするものなり」（柳田 1902: 95-6、下線引用者）。
- 25) 于樹徳の『合作社之理論与経営』では、「社員の資格」として「高尚な人格」「相当な生計を営む」「相当な知能を有する」に加えて、「地域の限定は、地域内の住所を有する者にすべきである。章程上で合作社の業務の区域を規定する時は、必ず区域内に住所を有する者が、はじめて入社して社員となることが出来なければならないのは、言うまでもない」ことが述べられている（于樹徳 1929: 85）。ただし4番目と優先順位は低く、二行の簡単な記述で具体性はな

い。また于樹徳から農利股主任を引き継いだ楊性存も、「集会が容易で、社員に対する監査が便利であることを基準にすべきであり、自ずと小さいほうがよく、大きくてはならない。特別な状況を除けば、一つの村であるのが最もよい」と説明しているが（中国華洋義賑会救災総会編 1933: 13）、これも信用の社会的な基礎というよりは運営上の便宜という意味合いが強い。さらに1934年に制定された合作社法においても、その「施行細則」では「合作社の設立は社員が合作を実行できる範囲を基準とする」（第三条）と定められているだけで、区域の制限についての規定は存在していない。

26) 章元善はアメリカのコネル大学で微量化学の分析を学び、1920年の華北大飢饉の時に天津で設立された華洋義賑会の活動にはじめて参加している。1921年に結成された中国華洋義賑救災総会では副総幹事となり、1926年に総幹事に就任すると1936年までの長きにわたって務めている。

27) この文章は、梁漱溟を中心に「郷村建設」の運動が盛り上がっていた1933年7月に、各運動間の交流と連繋を目的として山東省鄒平県で開催された郷村工作討論会において、章元善とともに行った報告を元にしたものである（川井 1983: 9-12）。

28) 例えば、華洋義賑会の合作事業が最も進んでいた河北省でも、1934年の段階で合作社から融資を受けたことのある農家は農家全体の0.5%に過ぎず（張曼茵 2010: 122）、国民政府の指導下で設立された合作社を含めても、1936年の段階でも合作社の社員数は河北省全戸数の3%弱であった（張曼茵 2010: 260-1）。また、合作社の社員や利用者がどういう地位や階層の人であったのかについて、既存の研究は共通して、華洋義賑会によって作成された土地所有状況や貸付額のデータから、合作社の成員は自作中農が中心であり、貧農は相対的に閉め出されていたこと、そのことは貸付回収を容易にすると同時に、農村から高利貸を排除するまでの効果には乏しかったことを明らかにしている（菊池 2008: 314-5、薛毅 2008: 196-9、劉紀榮 2015: 262）。しかし川井（1982: 50-4）だけは、南京国民政府の影響を受ける前の初期の合作社は、下層農が中心であったと指摘している。

#### [文献]

青木郁夫, 2010a, 「医療利用組合と国民健康保険・再考——国民健康保険事業代行をめぐる（上）」『日本医療経済学会会報』29(1): 41-73.

———, 2010b, 「医療利用組合と国民健康保険・再考——国民健康保険事業代行をめぐる（下）」『日本医療経済学会会報』29(2): 18-57.

味岡徹, 2005, 「国民党政権の地方行政改革」中央大学人文科学研究部編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部, 189-288.

穂山新, 2015a, 「慈善と社会連帯のあいだ——日本と中国における社会的権利の形成をめぐる」『社会学評論』261: 2-18.

- , 2015b, 「災害体験とチャイニーズネス —— 1920年華北大飢饉を事例に」『日中社会学研究』23: 55-64.
- , 2016, 「近代中国における社会調査の実践と困難 —— 李景漢の社会調査論と中国農村社会」『社会学ジャーナル』41: 1-24.
- Beveridge, William, 1942, *Social Insurance and Allied Services*, New York: Macmillan. (=2014, 一圓光彌監訳『ベヴァリッジ報告 —— 社会保険および関連サービス』法律文化社.)
- , 1948, *Voluntary Action; a report on methods of social advance*, London: G. Allen & Unwin.
- Castel, Robert, 1995, *Les Métamorphoses de la Question Sociale; une chronique du salariat*, Fayard. (=2012, 前川真行訳『社会問題の変容 —— 賃金労働の年代記』ナカニシヤ出版.)
- 陳凌, 2006, 『1920年華北五省旱災と賑務研究』山東師範大学硕士学位論文.
- 鄧拓 (雲特), [1937] 2011, 『中国救荒史』商務印書館.
- 江里口拓, 2008, 『福祉国家の効率と制御 —— ウェブ夫妻の経済思想』昭和堂.
- Evers, Adalbert and Jean-Louis Laville eds., 2004, *The Third Sector in Europe*, Edward Elga. (=2007, 内山哲朗・柳沢敏勝訳『欧州サードセクター —— 歴史・理論・政策』日本経済評論社.
- 浜口允子, 1981a, 「米逢吉について —— 清末民初における郷村指導者」市古教授退官記念論叢編集委員会編『論集近代中国研究』山川出版社, 307-34.
- , 1981b, 「『翟城村治』 —— 近代中国における郷村再編成の試み」『人間文化研究』5: 13-26.
- 長谷川貴彦, 2013, 『イギリス福祉国家の歴史的源流 —— 近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会.
- 平野寛弥, 2012, 「社会政策における互酬性の批判的検討 —— 新たな社会構想としての「多様な互酬性」の可能性」『社会学評論』63(2): 239-55.
- 平田東助・杉山孝平, 1891, 『信用組合論』愛善堂.
- 廣澤孝之, 2005, 「フランス第三共和政期における共済組合運動の展開」『松山大学論集』17(5), 271-92.
- 星斌夫, 1985, 『中国社会福祉政策史の研究』国書出版会.
- 黄鳳華編, 1922, 『北京国際統一救災総会報告書』北京国際統一救災総会.
- 一圓光彌, 2014, 「解説: ベヴァリッジ報告の意義」一圓監訳『ベヴァリッジ報告 —— 社会保険および関連サービス』法律文化社, 273-91.
- 飯塚靖, 2011, 「民国後期中国の合作社政策と地域社会」『農業史研究』45: 29-40.
- 石川禎浩, 2001, 『中国共産党成立史』岩波書店.
- 神吉正三, 2006, 「協同組織金融機関の「地区」に関する考察」『流経法學』6(1): A1-A60.

- 川井悟, 1983, 『華洋義賑会と中国農村』 同朋舎.
- 柯象峰編, 1944, 『社会救済』 正中書局.
- 菊池一隆, 2002, 『中国工業合作運動史の研究 —— 抗戦社会経済基盤と国際反フ  
ァッシュョネットワークの形成』 汲古書院.
- , 2008, 『中国初期協同組合史論1911-1928 —— 合作社の起源と初期動  
態』 日本経済評論者.
- 小峯敦『ベヴェリッジの経済思想 —— ケインズたちとの交流』 昭和堂.
- 梁漱溟, [1937]2005, 「郷村建設理論」『梁漱溟全集 第二巻』山東人民出版社, 143  
-572.
- 李景漢編, 1933, 『定県社会概況調査』 中華平民教育促進会.
- 劉紀榮, 2015, 『合作運動与郷村社会変遷 —— 20世紀二三十年代河北農村合作運  
動研究』 中国社会科学出版社.
- 村岡範男, 1997, 『ドイツ農村信用組合の成立 —— ライファイゼン・システムの  
軌跡』 日本経済評論社.
- 尾玉剛士, 2010, 「フランスにおける福祉国家の再編 —— 労使自治の衰退と国家  
の優越」『ソシオロギス』 34: 65-84.
- 重田園江, 2010, 『連帯の哲学 I —— フランス社会連帯主義』 勁草書房.
- 大沢真理, 2013, 『生活保障のガバナンス —— ジェンダーとお金の流れで読み解  
く』 有斐閣.
- Oppenheimer, Melanie and Nicholas Deakin ed., 2011, *Beveridge and Volun-  
tary Action in Britain and the Wider British World*, Manchester Univer-  
sity Press,.
- Polanyi, Karl, 1944, *The Great Transformation*, New York; Farrar & Rine-  
hart. (=2009, 野口建彦・栖原学訳『大転換 —— 市場社会の形成と崩壊』  
東洋経済新報社.)
- 高田実・中野智世編, 2012, 『福祉』 (ヨーロッパ近代の探求⑮) ミネルヴァ書房.
- 高岡裕之, 2013 「近現代日本の地域医療と岩手の医療保健運動」大門正克ほか編  
『「生存」の東北史』 大月書店, 150-85.
- 田中拓道, 2006, 『貧困と共和国 —— 社会的連帯の誕生』 人文書院.
- , 2012, 「公と民の対抗から協調へ —— 19世紀フランスの福祉史」高田  
実・中野智世編『福祉』 (ヨーロッパ近代の探求⑮) ミネルヴァ書房, 115-  
49.
- 東亜同文会編, 1907, 『支那経済全書 第一輯』 丸善株式会社.
- 梅垣宏嗣, 2010, 「ベヴェリッジによる「自由社会のための計画化」の変容 ——  
「友愛組合活用論」から「ヴォランタリー活動促進論」へ」『社会経済史學』  
75(6): 607-627.
- 薛仙舟, [1927] 1980, 「全国合作化方案」中国国民党党中央委員会党史委員会編  
『革命文獻 第84輯』中国国民党党中央委員会, 241-55.

- 薛毅，2008，『中国華洋義賑救災總會研究』武漢大学出版社。
- 藪長千乃，2015，「普遍的福祉国家とソーシャル・キャピタル」坪郷實編『ソーシャル・キャピタル（福祉＋α<sup>⑦</sup>）』ミネルヴァ書房，164-76。
- 山本真，2008，「福建省における国民政府の統治と地域社会——龍巖県での保甲制度・土地整理事業・合作社を中心として」『社会経済史学』74(2)：3-23。
- 柳田國男，[1902]1999，「産業組合」『柳田國男全集 第1卷』筑摩書房，3-134。
- ，[1929]1998，「都市と農村」『柳田國男全集 第4卷』筑摩書房，175-324。
- 伊仲材編述，[1925]1968，『翟城村志』成文出版社。
- 于樹德，[1920]1923，「農荒予防と産業協濟会」『農荒予防策』商務印書館，1-45。
- ，[1921]1923，「我国古代之農荒予防策——常平倉義倉和社倉」『農荒予防策』商務印書館，47-95。
- ，1921，『信用合作社經營論』上海中華書局。
- ，1926，『合作社之理論と經營』国光書店。
- ，1929，『合作社之理論と經營』上海中華書局。
- ，1932，『消費合作社之理論と實際』上海中華書局。
- ，1933，「本会農村合作事業之鳥瞰」『合作訊』百期特刊，5-12。
- ，1934a，『合作講義』中国合作社。
- ，1934b，「中国華洋義賑救災總會合作運動之現状及将来」『合作訊』104：9-12。
- ，1935，「中国合作社之進展」『東方雜誌』32(1)：23-5。
- 張曼茵，2010，『中国近代合作化思想研究』上海世紀出版集團。
- 章元善，1936，「中国合作實際問題」(陳以靜記)『鄉村建設』6(1)：1-4。
- ・于樹德，1935，「中国華洋義賑救災總會の水利道路工程及農業合作事業報告」章元善・許仕廉編『鄉村建設實驗第二集』中華書局127-166。
- ，1940，「于樹德著合作講義序」『合作文存』中国合作圖書社，1-2。
- 趙泉民，2007，『政府・合作社・鄉村社会——国民政府農村合作研究』上海社会科学出版社。
- 中国華洋義賑会救災總會編，1933，『合作講習会講義集』中国華洋義賑会救災總會。
- 中国国民党中央委员会党史委員會編，1980，『革命文獻 第84輯』中国国民党中央委员会。
- 中国国民党中央執行委员会農民部編，1926，『農民合作概論』。